

次の対象区域において、建築基準法第86条第2項の規定に基づく認定をしましたので、同条第8項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

令和7年10月28日

京都市長 松井 孝治

## 1 認定事項

認定番号	認定年月日	対象区域
11-009	令和7年10月22日	京都市下京区東之町9番3の一部、17番の一部、17番2、17番3、33番2、33番5、33番6、36番2、60番2から60番4及び119番から126番並びに西之町108番3、108番4の一部、108番5、111番の一部、278番、290番及び291番の一部

## 2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までは除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)